

委員会から

府県単位などでの支部が設置可能になりました！

Establishment of Branch Became Possible in Each Prefecture

総務委員会

本会は、地域的な会員活動を一層活性化する必要があることから、新定款第5条に「理事会の決議により支部その他の地域組織を設けることができる」と規定した。特に関東甲信地域における県単位での地域組織の設置については、平成22年11月理事会にてその基本骨子を決定し、また平成23年5月理事会においては、現在の支部の運営も含めた「地域組織の設置運営に関する規則」を制定した。以下は、その概要である。

1 組織名称の変更

現在の北は北海道から南は九州までの8支部は、「〇〇本部（例えば、北海道本部）」と称する（平成23年7月15日から変更）こととなる。これらの組織の総称としては、「地域本部」とし、従来からの法人全体を統括する理事会や委員会・部会等は「統括本部」と称することとする。

また、このたび新たに設置可能とした、府県など（北海道においては、ブロック別）を区域とする地域組織の名称は、その区域の名称と共に「〇〇県（府）支部（例えば、神奈川県支部）」と称することとする。

2 地域組織（地域本部、県などを区域とする支部）としての基本運営と事業

(1) 会員の地域組織への所属

会員は、月刊『技術士』の送付先住所を管轄地域とする地域本部及び県などを区域とする支部に、部会などと同様に自動的に所属するものとする。

このため、転勤などによる他、勤務先と住所が異なる県などの場合、会誌の送付先の変更により当該会員の所属する地域組織が異動することとなる。従って会員は、地域的な活動を主体的に行う場所（勤務先又は住所）を、会誌の送付先として登録することが望ましい。（会誌の送付先の変更は、本会HPの本人情報変更メニューから随時可能となっている）

(2) 地域組織の役員となる幹事は立候補制に

地域組織の運営を企画し実施する責務を負う重要な役職である幹事は、その地域に属する正会員の中の立候補者から当該地域の正会員による選挙（立候補者数が、幹事定数以下の場合は信任投票）により選任することとする。

地域組織の幹事の選挙も、本会の理事及び監事候補者選出のための選挙と同時に進行。選挙運営の管理についても、役員候補者選出選挙管理委員会において一括して所掌することにより、業務の効率化を図る。

(3) 地域組織の主要役員の任期を明確に

地域組織の幹事の任期についても、本会の理事及び監事と同期間である2年間を1期とする。

再任制限については、幹事そのものは制限しないが、地域本部長（5期）、地域本部会計幹事（3期）、支部長（3期）、支部会計幹事（2期）の重要役職のみ通算としての制限を加えることとした。

(4) 地域組織における事業内容

地域組織においては、本会の事業計画に沿って各地域の特性に応じた事業計画を策定し、当該地域組織を管轄する組織の承認を得て、その計画に基づき事業実施する。

その事業内容としては、当該地域の会員に向けた、①継続研鑽に資するCPD行事の開催、②社会貢献活動の支援、③地域行政への協力・支援として活動の場の提供、④地域教育機関との産学連携など、当該地域における会員活動の活性化を通じた本会の知名度向上を目指すものとする。

3 まず関東甲信地域に県単位の地域組織が設置可能に

関東甲信地域においては、従来からも支部組織がなく会員の地域的な活動の支援が急務となっていたことなどから、従来の支部があった地域に先行して地域組織の設置を検討した。

なお、東京都における地域組織の設置については、事務局事務所及び会議室が東京都港区に所在し、CPD活動や部会活動の拠点となっていること、及び東京都との必要な対応は各委員会が行っていることなどから、当面行わないこととされている。

(1) 県支部設置に向けた手続（発議書の提出と賛同の確認）

関東甲信地域の8県に属する正会員は、その属する県支部の設置について発議することが可能となった（5月10日理事会承認）。その後の県支部設置までの手順は、以下のとおり。

正会員20名以上からの県支部設置に向けた発議書（図1参照）が提出された場合、総務委員会はその内容を確認の上、当該地域の正会員の賛同を確認するため一人ひとりに発議書と共に賛同確認書（図2参照）を送付する。

<p>総務委員会委員長 御中</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">支部組織の設置についての発議</p> <p>1. 該当地域 〇〇県</p> <p>2. 該当地域におけるこれまでの本会会員による地域的な活動について (字数制限なし)</p> <p>3. 該当地域における支部設置に伴い今後期待される活動とその効果について (字数制限なし)</p> <p>以下の者は、上記の内容について合意し、支部組織設置について発議する。 (当該地域に属する正会員20名以上の勤務先、住所、氏名等を記載する)</p>
--

図1 発議書の様式

<p style="text-align: center;">公益社団法人日本技術士会 〇〇県支部設置に関わる賛同確認書</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ (印)</p> <p>(下の□欄をどちらか選択して下さい。)</p> <p>私は、標記の支部設置に対し、 <input type="checkbox"/> 賛同します。 <input type="checkbox"/> 反対します。</p> <p>(留意事項)</p> <p>1. このハガキと同送された、発議書をご覧の上でご判断下さい。 2. 上記のいずれもが選択されていない場合は、賛同されたものとなさせていただきますのでご注意下さい。</p>
--

図2 賛同確認書の様式

総務委員会は、返送された賛同確認書の賛同の数が、当該地域の正会員の30%を超えた場合、当該県支部の設置について、理事会に付議する。

(2) 県支部役員選挙の実施

理事会の審議により、県支部の設置が承認された場合、役員候補者選出選挙管理委員会による当該県支部の幹事選出選挙が行われる。

定められた日程に従い、①立候補者の受付、②立候補者の確定、③投票用紙の送付、④投票の用紙の返送受付、⑤開票、を経て当該支部幹事が決定する。

(3) 県支部長の選任と県支部活動の開始

関東甲信地域の県支部については、上記幹事選出選挙によって選任された幹事の中から、本会会長が理事会に諮って、支部長を選任する。

選任された支部長が、第1回の県支部役員会を招集し、当該県支部の事業体制や事業内容を決定することにより、県支部の運営が開始される。

(4) 県支部活動の管轄

新たに設置された関東甲信地域の県支部の活動については、当面の間、総務委員会が管轄する。

4 地域本部(現在の支部)および地域本部管轄地域における府県単位での支部の運営

(1) 地域本部管轄下の県支部の設置

各地域本部において、その管轄下の地域の活動に対する取組みの考え方が異なることから、各地域本部管轄下の地域における県支部設置の可否については、それぞれの地域本部における方針によることとする。

(2) 県支部での活動の管轄

地域本部及び地域本部管轄下の支部の運営については、関東甲信地域における県支部の設置運営の考え方を基本にするものの、その詳細規定については、各地域における特性やこれまでの運営の違いなどを踏まえ、平成25年7月からの任期の幹事選出までに具体的な調整、検討を加えることとしている。